

## 坂出 LNG 基地増設計画の環境影響評価方法書に関する意見の概要

坂出 LNG 基地増設計画の環境影響評価方法書について、香川県環境影響評価条例第8条第1項の規定による意見を募集した結果、1者から1件の意見があった。意見の概要は次のとおりである。

No.	意見の概要
1	<p>3. 2. 3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況        (1) 河川、湖沼の利用状況</p> <p>2級河川綾川及び青海川に第5種内水面共同漁業権はありませんが、農林水産大臣うなぎ養殖業許可から派生して営まれている、うなぎ稚魚漁業知事許可漁業によって、2月1日～4月30日までの期間、うなぎ稚魚の採捕等が行われています。また綾川、及び青海川、西、東運河、不動川等の公有水面においては、地引き網、瀬張り網等の漁具、漁法による知事許可漁業が営まれています。</p> <p>坂出 LNG 基地 増設計画 環境影響評価方法書に対する意見としては、御社が増設計画している海水面及び内水面では、にほんうなぎ稚魚がレプトケファロス→シラスウナギ→黒子うなぎと変異して海水面及び内水面の両方で生育しています。近年、シラスウナギの減少から価格が高騰しており、シラスウナギは大変貴重な水産資源となっています。また、にほんうなぎは、絶滅危惧種1B種に指定されていて、資源保護や資源管理についても、年々規制が厳しくなっているところです。過去のデータによるレプトケファロス、シラスウナギ、黒子うなぎの生育、生態系などについては、潮の流れや満ち引きに影響を受けるほか、夜間に移動することも確認されています。当該事業についての環境影響評価方法については、当該事業の夜間照明や夜間作業また、夜間の船舶等の移動等が回遊魚であるにほんうなぎやうなぎ稚魚、また稚鮎等の生育や生態系に与える影響等が大きいことからも、海面、海域、河口、河川につながる水面において十分な調査をお願い致したいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>